

証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十四号

証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則の一部を改正する規則

証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則（昭和四十七年広島県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の表中

一、〇〇〇分の八・四
一、〇〇〇分の三・一五
一、〇〇〇分の二・一

を

一、〇〇〇分の八・六四
一、〇〇〇分の三・二四
一、〇〇〇分の二・一六

に

改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則第十四条第一項の規定は、平成二十六年四月一日以後に証紙代金収納計器により表示した額に係る収納印表示手数料から適用し、同日前に証紙代金収納計器により表示した額に係る収納印表示手数料については、なお従前の例による。